

第6次 上ノ国町総合計画  
後期基本計画  
(案)

令和7年3月



# 目 次

## I 総論

第1章 計画策定にあたって .....	2
1-1 計画策定の趣旨 .....	2
1-2 計画の構成 .....	3
第2章 上ノ国町のすがた .....	4
2-1 人口と世帯の動向 .....	4
第3章 住民の意識 .....	6
3-1 調査の概要 .....	6
3-2 調査結果の概要 .....	7
第4章 これからのまちづくりに向けて .....	12
4-1 まちづくりに生かすべき特性 .....	12
4-2 まちづくりの課題 .....	14

## II 後期基本計画

第1章 創意工夫で地域の活力を起こす産業交流のまち .....	18
第1節 農業の振興 .....	18
第2節 林業の振興 .....	19
第3節 水産業の振興 .....	20
第4節 商工業の振興 .....	21
第5節 観光の振興 .....	22
第6節 雇用・労働・移住対策の充実 .....	23
第7節 新エネルギーの導入促進 .....	23
第2章 だれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるまち .....	24
第1節 健康づくりの推進 .....	24
第2節 地域医療の充実 .....	25
第3節 子育て支援の充実 .....	26
第4節 高齢者福祉の充実 .....	27
第5節 障がい者福祉の充実 .....	28
第6節 地域福祉の充実 .....	29
第3章 自然と共生しみんなで創るゆとりある安心安全のまち .....	30
第1節 防災対策の推進 .....	30
第2節 安心・安全な環境づくりの推進 .....	31

第3節	環境保全の推進	32
第4節	生活環境の整備	33
第5節	道路・交通・通信基盤の充実	34
第6節	住民参画によるコミュニティ活動の推進	35
第4章	自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまち	36
第1節	社会教育・生涯学習の推進	36
第2節	学校教育の推進	37
第3節	次世代を担う人材育成の推進	38
第4節	スポーツ・文化活動の推進	39
第5節	歴史文化の保存・継承・活用の推進	40
第5章	計画の推進に向けて	41
第1節	実効性ある計画推進	41
第2節	広域連携の推進	42

# I 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## 1—1 計画策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第6次上ノ国町総合計画」を策定し、「みんなで創る 誇れるふるさと上ノ国 ～みんなで育む まちの力～」を将来像に定め、まちづくりを進めてきました。

また、令和2年3月には、本町における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごと創生との好循環の確立を目指し「第2期上ノ国町創生総合戦略」を策定しました。

総合計画については、「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合計画基本構想の法的策定義務がなくなるなど、自治体の総合計画をめぐる状況が変化しています。そのような中で、総合計画を策定することの意義や、社会情勢の変化に円滑に対応できるまちづくりの方策のあり方があらためて問われています。

総合計画の策定にあたっては、人口減少や少子高齢化、高度情報化、地方創生、自然災害の多発等、地域を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、その成果や課題等を検証し、本町に適した「第6次上ノ国町総合計画後期基本計画」（以下、「第6次後期計画」といいます。）の策定を進めることに重点を置いて検討を重ねてきました。

また、人口減少下において地域活性化を図るための「第3期上ノ国町創生総合戦略」及び災害に強いまちづくりを進める「上ノ国町強靱化計画」についても第6次後期計画との整合性を図りながら一体的に策定します。

## 1-2 計画の構成

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、本町の取り組むまちづくり全体の方向性を定めるものであり、最も上位の計画として位置づけ、産業、福祉、教育、都市基盤整備等、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。個別の計画との整合を図りながら、まちづくりの方向性や重点とすべき問題等、分野横断的視点をもって本町の今後の政策を定め明らかにします。

### (2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想（長期ビジョン）」、「基本計画（中期ビジョン）」、「実施計画（事業）」の3つで構成します。

#### <基本構想>

基本構想は、本町のめざすまちづくりの方向や将来像等を示しています。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

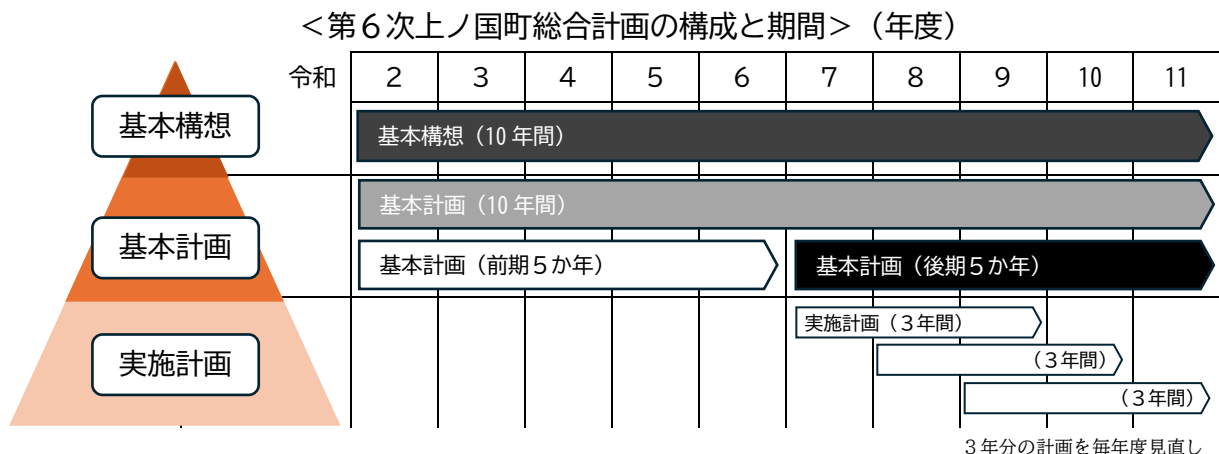
#### <基本計画>

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的取り組み内容等を体系に沿って示しています。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

#### <実施計画>

基本計画で示した取り組み内容について、具体的に進める「事業」を示しています。計画期間を3年間とし、毎年度、見直ししながら進めていきます。



## 第2章 上ノ国町のすがた

### 2-1 人口と世帯の動向

#### (1) 人口の状況

##### ①人口と世帯

令和2年の国勢調査結果によると、本町の総人口は4,306人となっています。近年の人口推移をみると平成27年の4,876人から570人減少となっているなど、一貫して減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くと推計されます。

##### ②年齢階層別人口

年齢階層別人口でみると、令和2年の年少人口（14歳以下）は388人（9.0%）、生産年齢人口（15～64歳）は2,047人（47.5%）となっており、平成17年から人数が減少傾向にあります。一方、令和2年の高齢者人口（65歳以上）は1,868人（43.4%）となっており、平成27年より人数は減少しているものの、構成比率は増加しています。

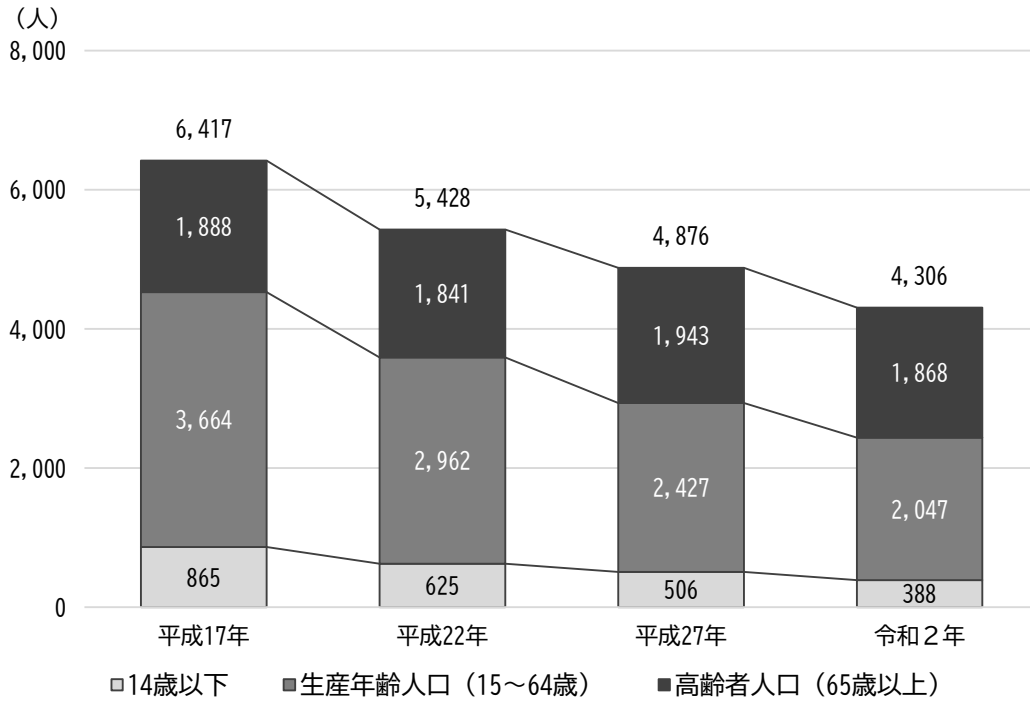
また、高齢化率の推移を全国及び北海道との比較でみると、平成17年から全国平均や道平均を大きく上回り、令和2年には43.4%となっており、高齢化が進行している状況です。

##### ③世帯数

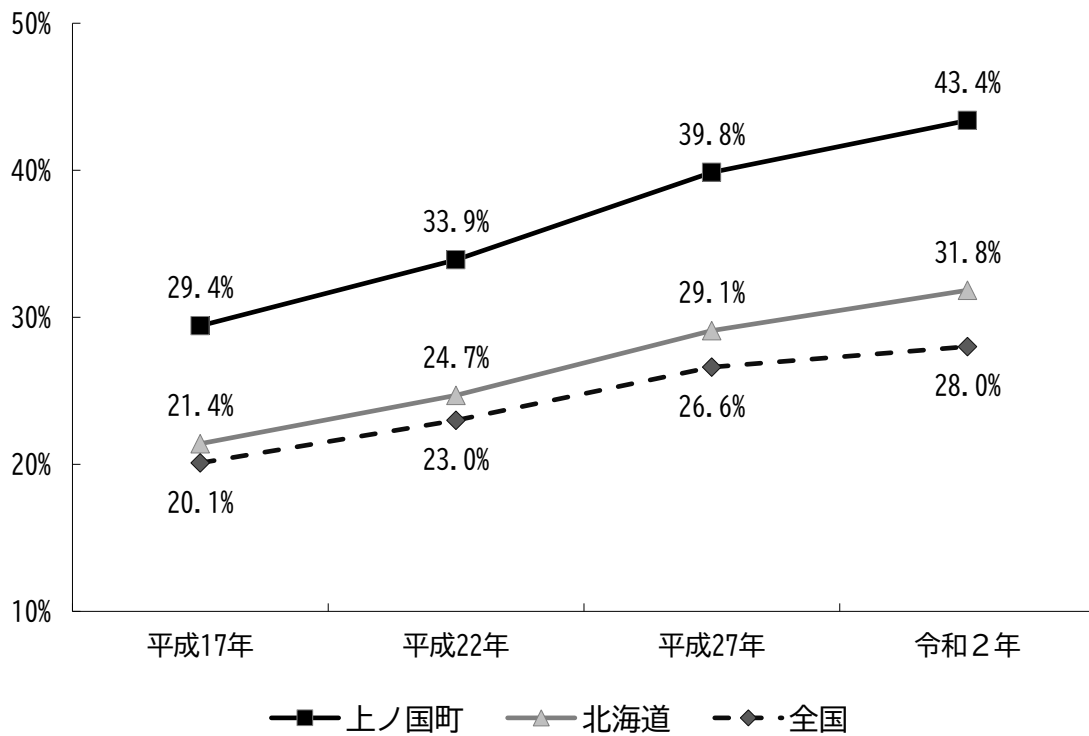
世帯数は、令和2年では2,053世帯で、平成27年の2,173世帯から120世帯の減少となっています。また、一世帯当たり人数をみると、令和2年では2.10人と、平成17年の2.63人から0.53人減少し、核家族化等世帯構成の多様化の進行がうかがえます。

区分	単位	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	人数（人）	6,417	5,428	4,876	4,306
14歳以下	人数（人）	865	625	506	388
	割合（%）	13.5	11.5	10.4	9.0
生産年齢人口 （15～64歳）	人数（人）	3,664	2,962	2,427	2,047
	割合（%）	57.1	54.6	49.8	47.5
高齢者人口 （65歳以上）	人数（人）	1,888	1,841	1,943	1,868
	割合（%）	29.4	33.9	39.8	43.4
世帯数	人数（人）	2,442	2,302	2,173	2,053
一世帯当たり人数	人数（人）	2.63	2.36	2.24	2.10

<総人口と年齢階層別人口の動向>



<高齢化率の推移>



## 第3章 住民の意識

### 3-1 調査の概要

本計画の策定にあたり、本町の現状や課題に対する住民の皆様からの率直なご意見等をお聞かせいただき、第6次上ノ国町総合計画前期基本計画の総括や今後の施策検討に活用するために、基礎調査として住民アンケートを実施しました。

その結果の主要な設問結果については、「4-2 調査結果の概要」のとおりです。

#### <調査の概要>

調査名称	第6次上ノ国町総合計画後期基本計画策定のための上ノ国町まちづくりアンケート調査
調査地域	上ノ国町全域
調査対象	町内在住の18歳以上の男女
調査方法	郵送配付・回収
有効対象者数	1,500名
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和6年8月23日～9月10日
有効回収数	542票（郵送回収：424票、ウェブ回収118票）
有効回収率	36.1%

※1 「割合」は、各項目の回答数を回答総数で除し、小数第2位を四捨五入、小数第1位までの表示としています。このため、割合の合計が100%にならない場合があります。

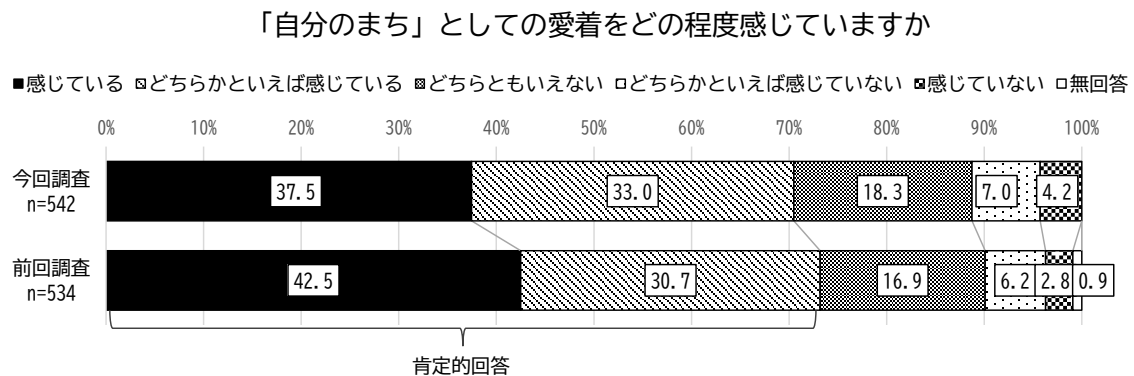
※2 設問には1つのみ答える単数回答(SA)と、複数回答(MA)があり、複数回答の設問では表記の割合の合計が100%を超える事があります。また、複数回答の質問の「全体」は、回答総数ではなく回答対象者総数を表示。また、各選択肢の「割合」は、回答数を回答総数ではなく回答者総数で除しており、「割合」の「全体」は100%を超えるため斜線表示としています。

※3 回答者を限定する設問(特定の設問において特定の選択肢を回答した方を対象としているため)は、回答者数が調査対象者数を下回ります。

## 3-2 調査結果の概要

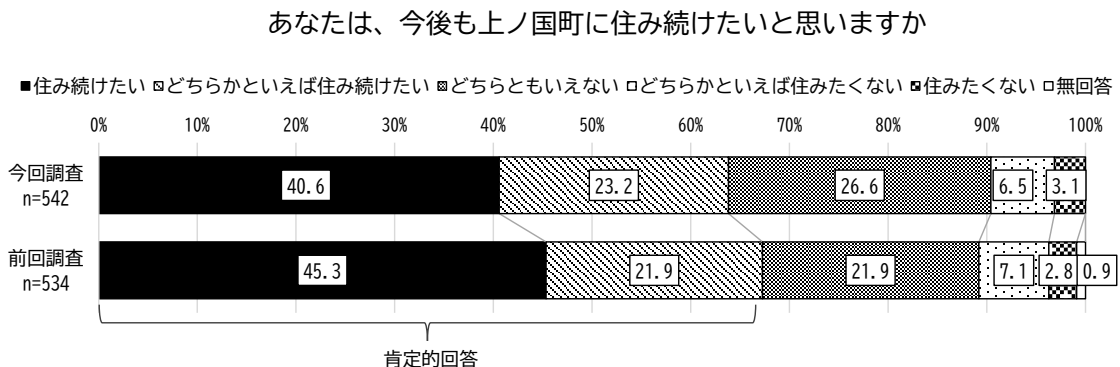
### ①まちへの愛着度

愛着を「感じている」と回答した人が37.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば感じている」が33.0%で続き、これらを合わせた“愛着を感じている”という人が70.5%となっています。前回調査よりも、まちへの愛着度はやや減少しています。



### ②今後の定住意向

今後も本町に「住み続けたい」と回答した人が40.6%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が26.6%となっています。「住み続けたい」と「どちらかと言えば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”という人は63.8%となっています。前回調査よりも、定住意向はやや減少しています。

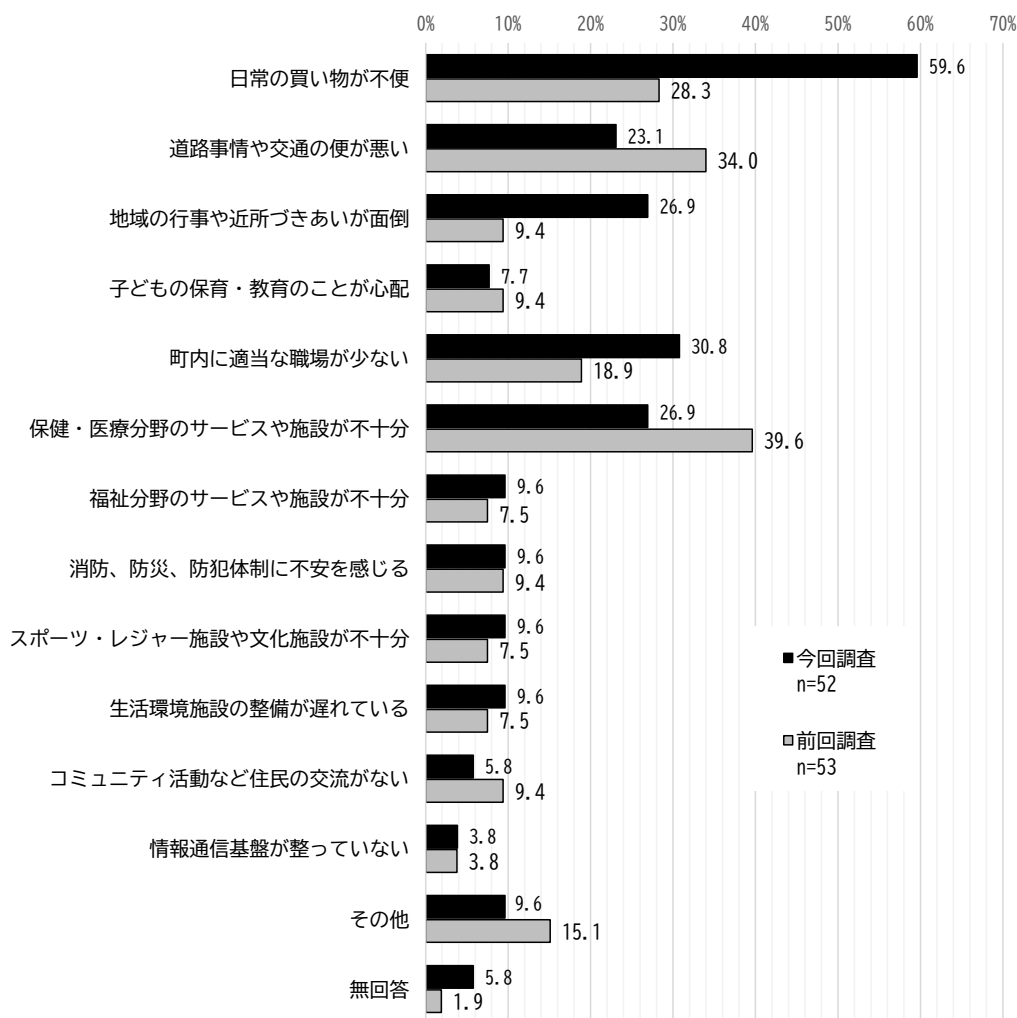


### ③定住意向の阻害要因（住みたくない理由）

②の定住意向の設問において、「住みたくない」と「どちらかといえば済みたくない」に○をつけた人に、住みたくない理由をたずねたところ、「日常の買い物が不便」が59.6%と最も高い割合で、次いで「町内に適当な職場が少ない」が30.8%が続いています。

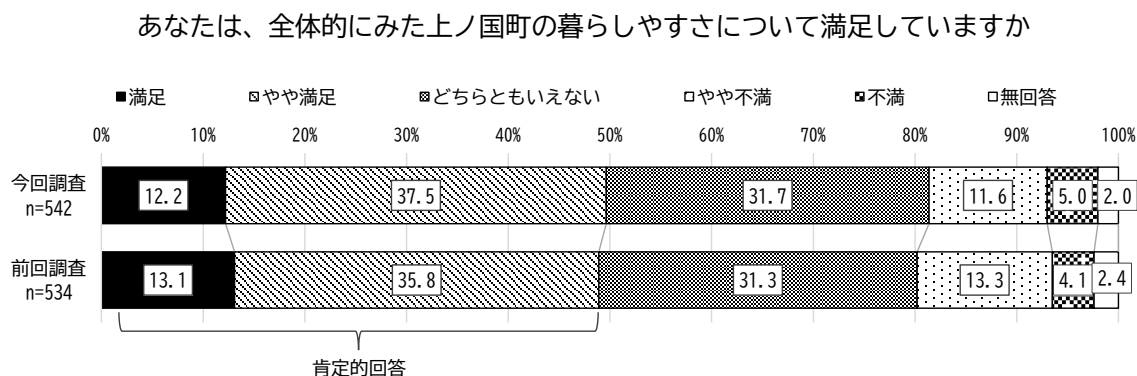
前調査よりも、「日常の買い物が不便」が大きく割合を増加させています。次いで、「地域の行事や近所づきあいが面倒」も増加しています。

住みたくないと思う主な理由は何ですか



#### ④まちの暮らしやすさ（全体の満足度）

まちの暮らしやすさに「やや満足」と回答した人が37.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が31.7%で続いています。「満足」と「やや満足」をあわせた“まちが暮らしやすい”という人が、49.7%となっています。



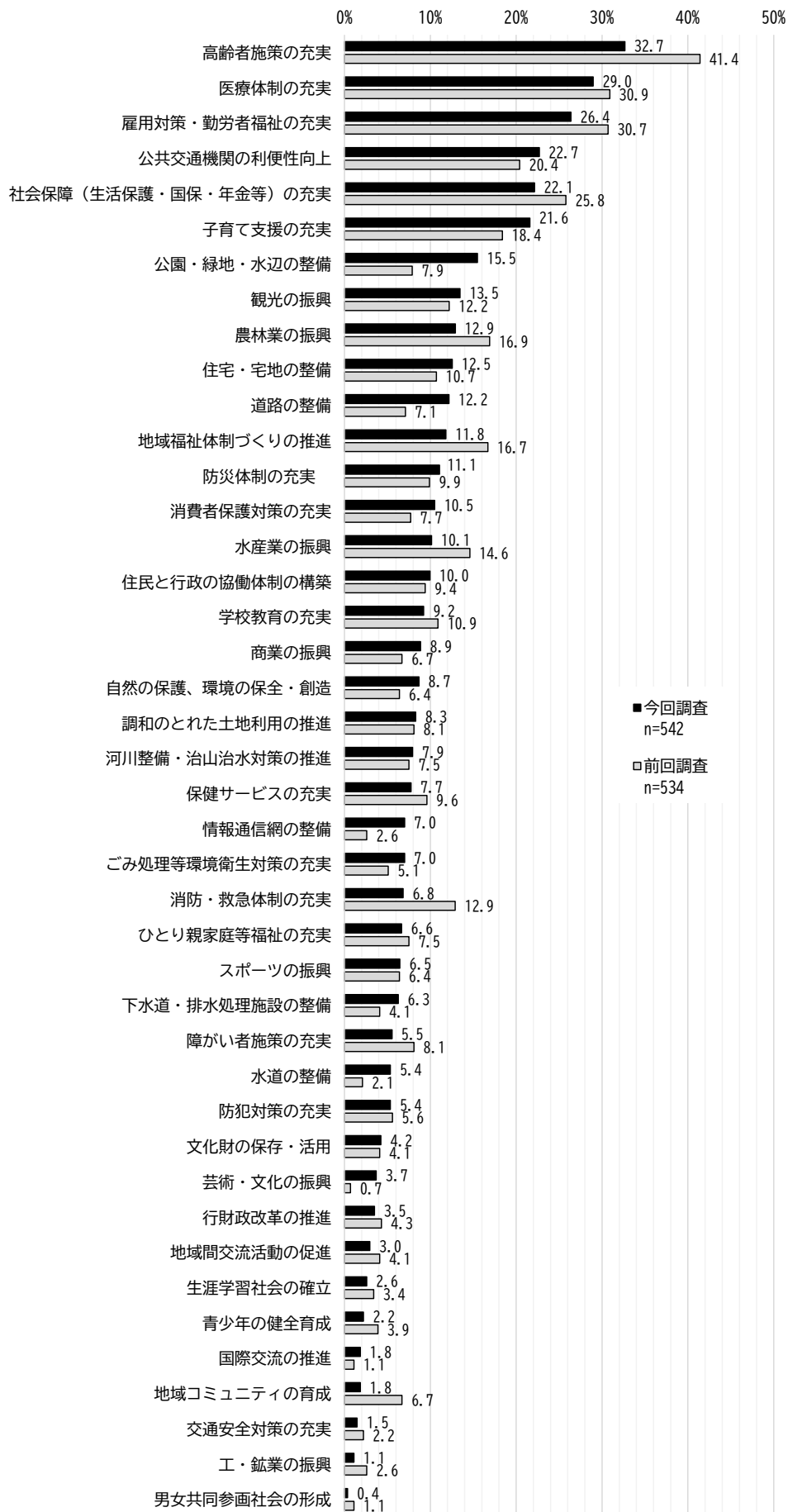
#### ⑤町の行政のなかで、今後、特に力をいれてほしいと思うことについて

今後、特に力をいれてほしいと思うことについてたずねたところ、「高齢者施策の充実」が32.7%と最も高く、次いで「医療体制の充実」が29.0%、「雇用対策・勤労者福祉の充実」が26.4%と続いています。

前回調査よりも増加した項目は、「公園・緑地・水辺の整備」(+7.6ポイント)が最も増加し、次いで「道路の整備」(+5.1ポイント)が増加しています。

##### <特に力をいれてほしい項目>

特に力をいれてほしいと思う項目 (上位5項目)	今回調査 割合 (%)	前回調査 割合 (%)	経年増減 ポイント	
高齢者施策の充実	32.7	41.4	-8.7	↓
医療体制の充実	29.0	30.9	-1.9	↓
雇用対策・勤労者福祉の充実	26.4	30.7	-4.3	↓
公共交通機関の利便性向上	22.7	20.4	2.3	↑
社会保障（生活保護・国保・年金等）の充実	22.1	25.8	-3.7	↓

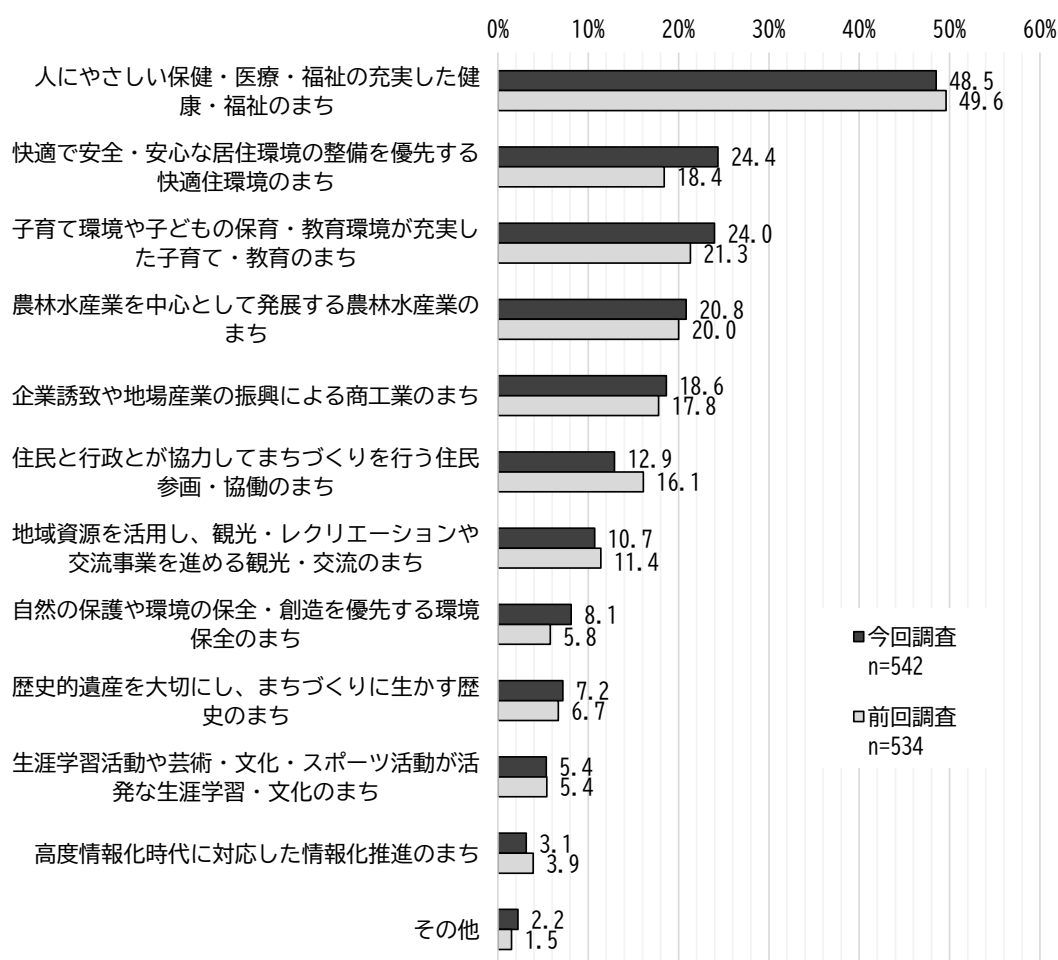


## ⑥今後のまちづくりの特色について

今後のまちづくりの特色をたずねたところ、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」(48.5%)が最も高い割合となっています。次いで「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」(24.4%)、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」(24.0%)が続いています。

前回調査と今回調査で回答割合を比較すると、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」が最も差があり、増加(+6ポイント)しています。その他は基本的に大きな差はみられず、前回と同様の傾向となっています。

<今後のまちづくりの特色について>



## 第4章 これからのまちづくりに向けて

### 4-1 まちづくりに生かすべき特性

今後のまちづくりを進める上で、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果等の地域特性を最大限に生かし、本町らしいまちづくりを進めることが重要です。こうした本町の代表的な特性を整理すると次のとおりとなります。

#### まちづくりに生かすべき特性

- ◆特性1 豊かな自然と「食」を有するまち
- ◆特性2 特色ある産業が展開されるまち
- ◆特性3 北海道有数の歴史を有するまち
- ◆特性4 健康・福祉・子育てを重視するまち
- ◆特性5 地域への愛着と連帯感があるまち

#### ◆特性1 豊かな自然と「食」を有するまち

本町は、深く豊かな森林を湛（たた）える渡島山地の山並みとともに、日本海へと注ぐ天の川をはじめとする清流を有しています。これらは檜山道立自然公園に指定されており、特に山野草の宝庫である夷王山は自然公園随一の景勝地となっています。

山と海の環境を保全するために、森林の多面的機能の回復に取り組んでいます。

また、こうした自然の恵みである海山の幸を生かし、「食」をテーマとしたイベントも多数開催しています。

これらの自然や景観は、住民の暮らしや交流、産業活動に様々な恵みをもたらす貴重な財産であることから、環境保全に十分留意しながら、すべての人にやさしい持続可能なまちづくりに生かしていくことが必要です。

#### ◆特性2 特色ある産業が展開されるまち

本町は、これまで農林業や漁業を基幹産業として発展してきており、農業ではキヌサヤエンドウや立茎アスパラガスなどの振興作物のブランド化を進めています。

また、漁業では海洋牧場を造成し、アワビなどの養殖に取り組んでいます。水産資源の維持・増大を図るため資源管理型漁業の促進に取り組み、種苗生産や育成に転換を図りつつ、魚礁の設置等漁場の整備と藻場環境の保全に取り組み「つくり育てる漁業」を推進することが必要です。そして、これらの水産資源からもたらされる水産加工品のブランド化等により、観光業との相乗効果を上げていくことが期待されています。

す。

さらに、一年を通じて安定した風が吹くことから、風力発電事業が町内において展開されています。今後、海上での風力発電なども事業化が検討されており、町内で生み出される生産額（付加価値額）が増加していくよう、風力発電事業に関係するさまざまな経済活動を連携させていくことが求められています。

### ◆特性3 北海道有数の歴史を有するまち

本町は、北海道で最も早い時期に和人が定住した地域のひとつであり、史跡上ノ国館跡（勝山館跡、花沢館跡、洲崎館跡）等の、道内でも貴重な中世の歴史遺産を多数有し、中学校・高等学校の日本史の教科書にも紹介されています。

これらの歴史や文化は本町の特性の中でもとりわけ誇るべきものであり、未来へ継承する遺産であるとともに、地域活性化につなげる交流資源としても活用していくことが必要です。

### ◆特性4 健康・福祉・子育てを重視するまち

本町は、保健・医療・福祉の連携のもと、地域からの健康づくりをはじめ、住民の健康・福祉を増進する様々な活動を活発に展開してきています。

また、子育て世代を応援するための18歳以下の医療費無料化等や、健診、各種がん検診、運動教室等への参加に対する健康的な生活習慣の継続を応援するための事業を展開してきています。特に、子育て支援施策として、保育料の無償化に早くから取り組むなど、周辺自治体の住民もふくめ、子育て支援に力を入れているまちとして認知されています。

少子高齢化が進む中、こうした保健・医療・福祉の連携を一層強化し、住民が健やかにいきいきと暮らせるまちづくりが必要です。

### ◆特性5 地域への愛着と連帯感があるまち

人と人とのつながりや地域連帯感、郷土意識が薄れていく傾向にある中、本町には、豊かな自然と歴史等を背景に古くから培われてきた人のあたたかさや人情、郷土愛が色濃く残っています。このことは、アンケート調査においても「まちへの愛着」を感じている人が7割にのぼることから、地域への愛着度が高いことがうかがえます。

こうした住民性を背景に、助け合い、支え合いの精神に基づく様々な分野で住民の自主的な活動が活発に展開されており、その中で地域の高齢化に対応するため自治会等への様々な支援を実施しています。

今後のまちづくりにあたっては、こうした特性を十分に生かしながら、自立した地域づくりをさらに進めていくことが必要です。

## 4-2 まちづくりの課題

本町の現状や特性、住民ニーズ、さらには本町を取り巻く社会・経済動向を踏まえ、これから新しいまちづくりを進めていくための課題を整理すると次のとおりとなります。

### まちづくりの課題

- ◆課題1 時代に対応した地域産業の振興と地域の活力を生むまちづくり
- ◆課題2 少子高齢化への対応と健康・福祉・子育てを重視したまちづくり
- ◆課題3 自然と共生する安全で快適な生活基盤づくり
- ◆課題4 学ぶ環境の一層の向上と将来を担う人づくり

### ◆課題1 時代に対応した地域産業の振興と地域の活力を生むまちづくり

人口減少と高齢化が進む中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、時代の潮流を見据える力を培うことが必要です。

また、情報技術や社会情勢の変化に伴う、今後10年、20年先に起こる変化に対応していくためには、将来の姿を想像・予想し、望ましい地域の姿になるためにどういうことをやっていくべきかを考える視点が重要となります。

このため、本町においても農業・漁業を基幹産業とするまちとしての特性を生かしながら、新エネルギーなどの時代の流れに即した支援施策を積極的に推進し、地域産業の活性化や、生産物の高付加価値化を促していくことが求められます。そのことで、地域経済に資金や技術等の新たな流れを呼び込み、「選ばれるまち」になるしかけが必要です。アンケート調査からは、定住意向を阻む要因として、「町内での買い物が不便」という回答が、前回調査より大幅に増加していました。町内での買い物の利便性の向上などに取り組むことで、転出につながる状況を好転させていくことが求められています。

また、本町の地域活力の維持・向上のために、交流人口及び関係人口の拡大、移住・定住促進やUターンしやすい環境を整えていくことが必要です。

### ◆課題2 少子高齢化への対応と健康・福祉・子育てを重視したまちづくり

国勢調査によると、令和2年10月1日現在の我が国の人口は1億2,614万6,099人となり、平成27年の調査と比べると、人口は94万8,646人減となっており、人口減少が続いています。また、人口減少に加えて、高齢化率は28.7%に上昇するなど、引き続き高齢化率の上昇が続いています。また、出生率の低下により、少子化も急速に

進行しています。

本町の高齢化率は既に 43.4%（令和 2 年国勢調査）と、住民の 4 割強が高齢者となっており、今後も少子高齢化・人口減少が一層進行することが予想されます。このため、一人暮らしの世帯が増加する傾向にあり、孤立する住民の増加が懸念されることから、地域コミュニティを維持するためにも自治会への様々な支援の充実が求められています。

また、安心して子どもを出産、育てることができる社会づくりに向けて、本町の特徴でもある「子育てにやさしいまち」づくりの継続が求められています。

さらに、誰一人取り残されることのない、持続可能な地域づくりを進め、次世代へしっかりと引き継いでいくことが重要であるという考え方のもと、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らせる仕組みを創りあげることが必要です。

### ◆課題 3 自然と共生する安全で快適な生活基盤づくり

国内外において大地震やゲリラ豪雨等が多発し、自然災害からの安全性確保に対する、人々の意識が急速に高まっています。

また、世界各地におけるテロや戦争の発生、子どもが被害者となる凶悪犯罪の多発、食の安全性をめぐる様々な問題の発生、振り込め詐欺等の悪質商法によるトラブルの急増等を背景に、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりが強く求められています。

さらに、地球温暖化に代表される地球環境問題の一層の深刻化、水質の悪化等の身近な地域における環境問題の発生を背景に、将来の世代へ美しく豊かな環境を継承するための具体的な取り組みが強く求められています。

本町においても、豊かな自然環境の保全をはじめ、リサイクル、新エネルギーなど環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取り組みを一層積極的に進めていくことが求められます。

また、自然環境との共生を基本に、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、安全で利便性の高い道路・公共交通網の整備、定住基盤となる住環境の整備、高度情報化社会に対応したデジタル化の推進や情報基盤の整備等の快適な生活基盤づくりをさらに充実させる必要があります。

### ◆課題 4 学ぶ環境の一層の向上と将来を担う人づくり

少子高齢化や国際化、情報化の一層の進展、価値観の多様化等、時代が大きく変化する中、新たな時代を切り拓く創造性豊かな人材の育成が不可欠となっています。特に、次代を担う子どもたちの健全育成は、重要な課題のひとつです。本町が進めている「まちづくりは人づくり」を合い言葉に、急激に変化する現代社会の中で、長期的な視野に立って、すべての子どもたちが「生きる力」と「ふるさとへの愛着を持つ心」を身につけることが重要です。

そのため、基礎学力の向上とともに、児童生徒の個性や能力、自立心や思いやりの心等を伸長する教育を行うため、学校・地域・家庭が連携して、教育環境の充実に努め、子どもたちの健やかな成長に寄与していくことが求められています。

また、人生 100 年時代を迎え、心豊かに暮らしたいという住民の欲求は強まり、学習活動やスポーツ活動、文化活動に対する関心も高まっています。住民が生涯を通じて、いきいきと学ぶことを通じ自己実現ができる環境づくりなど、生涯学習環境の充実に推進する必要があります。

さらに、貴重な歴史遺産を有するまちとして、文化財や伝統文化の保護と活用に努め、地域文化を次世代へ継承し、文化・芸術活動の振興や交流活動の促進に努めるなど、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の振興を進めていく必要があります。一方で、アンケート調査結果からは、「地域の行事や近所づきあいが面倒」という意見が大きく増加していました。住民が自主的な意志によって積極的に地域文化の振興に参加できるような仕組み作りも同時に求められています。

## Ⅱ 後期基本計画

# 第1章 創意工夫で地域の活力を起こす産業交流のまち

## 第1節 農業の振興

### 施策の目標

地域の特性を生かした作物の産地化を推進し、付加価値の高い農産品づくりに取り組むとともに、農地の集団化など効率的な利用を図り、担い手の確保と育成、生産基盤の整備等を進め、多面的機能を発揮する持続可能な農業を目指します。

### 施策の展開

#### (1) 農業生産基盤の充実

優良農地の確保と有効利用に努めるとともに、ほ場整備事業等による農業生産基盤の充実に努めます。

#### (2) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の利用集積、農業経営の法人化や集落営農の推進により担い手の育成・確保を図るほか、新規就農者の確保対策に努めます。

#### (3) 高付加価値化等の推進

地域資源を活用した付加価値の高い農産品づくりに取り組み、農業者の所得向上に繋がります。

#### (4) スマート農業の取組

ロボット技術、情報通信技術（ICT）を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）を推進します。

#### (5) 畜産の振興

家畜の改良や飼養環境の改善等に取り組み、持続可能な畜産経営の確立を目指します。

## 第2節 林業の振興

### 施策の目標

林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、計画的な森林整備の推進及び保全に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 林業生産基盤の整備

森林施業の効率化と通行の安全を図るため、林道・作業道の適正な管理に努めます。

#### (2) 計画的な森林施業の促進

森林所有者の意識を高めるとともに、効果的な森林整備のための環境を整備し、計画的かつ持続可能な森林施業に努めます。

#### (3) 森林の総合的利用

植・育樹活動や保安林の保全等を通し、水源のかん養、山地災害の防止など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に努めます。また、ICTの活用などによりデジタル化を推進し、森林の総合的利用の効率化を図ります。

## 第3節 水産業の振興

### 施策の目標

活力ある水産業の確立に向けて、漁業基盤の整備や栽培漁業の推進、地域の水産物のブランド化を推進します。

### 施策の展開

#### (1) 漁業基盤の整備

漁港施設、海岸保全施設の整備を進めるとともに、魚礁、産卵礁の設置、増養殖場の造成等により漁場の整備に努めます。

#### (2) 水産資源の確保

水産資源の維持・増大を図るため資源管理型漁業の促進に努め、種苗生産や育成に取り組むとともに、関係機関との連携体制の強化を図り、海洋牧場等を活用した「つくり育てる漁業」の確立を目指します。

#### (3) 地場水産物のブランド化の推進

地場水産物の付加価値や認知度の向上、販路拡大を推進するとともに、共同出荷施設等の活用による新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。

#### (4) 担い手の育成・確保

次代の漁業を担う技術や能力に優れた担い手の育成・確保を図るほか、新規就漁者の確保対策に努めます。

## 第4節 商工業の振興

### 施策の目標

時代に対応した地域産業の振興と地域の活力を生むまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商工業環境づくりを進め、商工業の活性化を図ります。また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の体質強化を目指します。

### 施策の展開

#### (1) 商工業活動への支援

商工会の体制強化の支援を行い、商工業者等の協力体制の強化を図り、地域特性に応じた商業機能の充実に取り組みます。また、商工会との連携のもと、指導・相談・情報提供などを行いながら経営基盤強化を目指した人材の育成・確保に努め、技術力の向上を図ります。

#### (2) 特産品開発への支援

地域商社である（株）上ノ国町観光振興公社を軸とし、関係機関と連携のもと、特産品の開発及び人口の多い都市圏でPRを実施します。

#### (3) 新産業創出等への支援

町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげ、新産業の創出に向けた環境づくりを進めます。

## 第5節 観光の振興

### 施策の目標

交流人口と関係人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 観光団体の育成・支援

観光ガイドの活用や体験型観光を取り入れた、魅力ある観光メニュー作りに努め、観光協会をはじめ各関係機関・団体の育成・強化を図ります。

#### (2) PR活動の推進

パンフレットやポスターの作成、各種広報媒体の活用等を通じ、観光プロモーション活動を進めます。

#### (3) 広域観光体制の充実

広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、檜山管内7町をはじめ地域一体となった観光振興施策を進めます。

#### (4) 交流人口と関係人口の拡大

特色ある町の自然環境や産業及び歴史・文化を生かした、魅力ある体験メニュー作りに努め、ICTの活用などによるデジタル化などを含めた公共施設や設備等の活用及び整備を行い、地域活力の維持・向上のため関係機関と連携のもと、交流人口及び関係人口の拡大を図ります。

## 第6節 雇用・労働・移住対策の充実

### 施策の目標

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 雇用機会の確保と勤労者福祉の充実

ハローワークや協議会など関係機関との連携のもと、就職相談や職業斡旋を促進するほか、町内の若年者等の雇用機会を増やすため事業所へ支援します。また、労働条件の改善など事業主への啓発等により、福利厚生の充実に努めます。

#### (2) 移住・定住・新規就業の支援

地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、マルチワークなどを検討し移住・定住・就労促進に向けた取り組みを実施します。また、移住・定住者を受け入れるための住居として、空き家の活用に向けた取組を推進します。

## 第7節 新エネルギーの導入促進

### 施策の目標

風力等の町の特性を生かした新エネルギーを有効に活用するとともに、新たな利点を有するエネルギー開発の検討と研究に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 新エネルギーの活用

自然環境を生かした陸上・洋上風力発電等による環境負荷の少ない自然エネルギー活用と検討を進めます。同時に、新エネルギー事業と関連して生じる新しい事業が、町の活性化につながるよう検討を進めます。

## 第2章 だれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるまち

### 第1節 健康づくりの推進

#### 施策の目標

すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、検診や各種保健事業の充実とともに、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談等の体制を整え、住民が主体となる健康づくりを推進します。

#### 施策の展開

##### (1) 健康づくり意識の高揚

住民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図るため、啓発活動の継続や健康づくり教室を開催します。

##### (2) 特定健康診査と各種検診の充実

特定健康診査及び各種検診（がん検診やピロリ菌検査等）の充実を図り、受診率の向上を目指します。

また、生活習慣病予防のための特定保健指導を継続的に実施します。

##### (3) 母子保健の推進

安心して子どもを産み育てられるよう妊娠期から出産・育児までの健康診査・相談指導体制の充実に努めます。

## 第2節 地域医療の充実

### 施策の目標

医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図ります。

### 施策の展開

#### (1) 地域医療体制の充実

医療体制の充実を図るため、施設や医療機器の整備に努めます。また、医療従事者の育成・確保に努めます。

#### (2) 救急医療の充実

救急患者の救命のため、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図ります。

## 第3節 子育て支援の充実

### 施策の目標

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

### 施策の展開

#### (1) 子育て支援の充実

子ども・子育て支援事業計画に基づき留守家庭児童保育事業等の充実を図ります。

また、子育て世帯の生活の安定を図るため、各種負担額（高校生までの医療保険自己負担額や保育料等）への支援に努めます。

#### (2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容などの充実を図ります。

## 第4節 高齢者福祉の充実

### 施策の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を推進するとともに、高齢者の人格と個性が尊重され、ともに支え合う地域づくりを推進します。

### 施策の展開

#### (1) 介護予防・啓発活動の推進

要介護状態等となることを予防し、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて社会参加し、一人ひとりが生きがいのある人生を送ることができるよう介護予防の推進に努めます。

#### (2) 要介護者等への支援の推進

要介護状態等になっても介護サービス、その他必要な支援を受けながら、生きがいや役割を持って生活できるよう支援の推進に努めます。

#### (3) 生きがいづくりの推進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援、健康づくり交流の場の提供に努めます。

## 第5節 障がい者福祉の充実

### 施策の目標

障がい者が住み慣れた地域で、その能力や適性に応じた地域社会の一員として自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスの定着を図るとともに、同じ社会の構成員として互いに理解し支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を推進します。

### 施策の展開

#### (1) 障がい者支援の推進

障がいのある人の自立した地域生活を支えるため、個々のニーズに応じた障がい福祉サービスの利用を自分で選択し、本人らしく生活できるよう支援の推進に努めます。

#### (2) 子ども発達支援の充実

発達の遅れや障がいがある子どもに対し、きめ細やかな相談支援を行い、切れ目なく療育や教育が受けられるよう支援の充実を図ります。

#### (3) 啓発活動等の推進

ノーマライゼーション<sup>※</sup>の理解を深めるため、広く住民への理解の醸成を図ります。

<sup>※</sup> 「ノーマライゼーション」…障がいがあっても、障がいがない人と同じ普通（ノーマル）の生活や権利が保障される社会を目指すこと。

## 第6節 地域福祉の充実

### 施策の目標

住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに向けて、ボランティア団体等との連携を持ち、地域も交えた福祉の向上に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 地域福祉の推進

社会福祉協議会をはじめ、ボランティアの活動支援や見守り支援の整備及び災害時要配慮者対策に努めます。また、社会福祉施設の整備等により、利用者の福祉の向上を図ります。

#### (2) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な方の保護、支援を図るため成年後見制度<sup>※</sup>等を周知及び支援の充実に努めます。

---

<sup>※</sup> 「成年後見制度」…認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方を保護するための制度。裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わり契約等の法律行為をすることで、不当な契約行為等から本人を守る。

## 第3章 自然と共生しみんなで創るゆとりある安心安全のまち

### 第1節 防災対策の推進

#### 施策の目標

自然災害による被害の防止・縮小、強靱な地域づくりを推進し、安全確保に向けた地域防災の体制強化、海岸・河川の保全、治山事業の推進に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災・減災対策を推進します。

#### 施策の展開

##### (1) 総合的な防災体制の確立

自然災害による被害の防止・縮小、強靱な地域づくりのため、事前防災に努めるとともに、地域防災計画やハザードマップの見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

また、住民及び国・北海道等の関係機関との情報共有や医療機関との連携を図り、緊密な連携と協力による総合的な防災体制の充実を図ります。

##### (2) 地域での防災力の強化

地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織とその担い手の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。

##### (3) 災害に備えた備蓄の整備

災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取り組みを推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。

##### (4) 治山・治水対策の推進

土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。

## 第2節 安心・安全な環境づくりの推進

### 施策の目標

身近な生活環境を守るため、消防体制の強化、生活様式の多様化による犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、交通安全への意識の高揚に努め、住民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。

### 施策の展開

#### (1) 常備消防・救急体制の充実

老朽化した消防施設の整備を行うとともに、消防車・救急車等車両・資機材の計画的な導入や更新、多種多様化する事案に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。

#### (2) 消防団の活性化

消防団の重要性等に関する住民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上等、消防団活性化対策を進めます。

#### (3) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

住民や各団体を対象とした防火講習・消火訓練・救命講習を積極的に実施し、火災予防・初期消火・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。

#### (4) 交通安全意識の高揚と施設の整備

年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転根絶のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など住民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、交通の安全を確保するため、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進め、必要に応じて信号機等の設置を関係機関へ要請します。

#### (5) 防犯意識の高揚

町内会や事業所、学校等での自主的な地域安全活動を促進するため、警察や関係機関との連携のもと、啓発活動や情報提供等を進め、意識の高揚を図ります。

## 第3節 環境保全の推進

### 施策の目標

自然環境と調和した持続可能な循環型社会を形成するため、ごみの分別・リサイクル活動やCO<sub>2</sub>削減に積極的取り組み、住民が生涯にわたって快適に暮らせる生活環境づくりを推進します。

### 施策の展開

#### (1) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる啓発活動や環境学習を積極的に進め、住民の環境保全意識の高揚を図ります。

#### (2) 地球温暖化対策の推進

公共施設等の節電やエネルギー使用量抑制に継続して取り組み、CO<sub>2</sub>の排出量の削減に努めることで、地球温暖化対策を推進します。

#### (3) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。特に南部桧山衛生処理組合の破碎処理施設建設・稼働により、ペットボトルの回収が可能となるためリサイクルの拡大によりゴミの減量を図ります。

#### (4) ごみの減量化・リサイクル活動の促進

住民や事業者の自主的な分別排出やリサイクル活動を促進し、ごみの減量化を進めます。

#### (5) ごみの不法投棄の防止

広報紙等の啓発活動を通じて警察や町内会等と連携して、不法投棄の監視体制の強化を図ります。

## 第4節 生活環境の整備

### 施策の目標

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形式を促進するとともに、水道施設等の維持管理と安心安全な水の安定供給に努め、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 生活排水施設の整備

住民の理解と協力を求めながら、事業基本計画等に基づいた適切な下水道施設の更新や個別排水施設の整備を進めるとともに、施設の適切な管理と下水道事業の健全運営に努めます。また、既に供用を開始している区域について、下水道への接続を促進します。

#### (2) 水道事業運営の基盤強化

老朽化した水道施設を施設整備計画等に基づいて適切に更新を図るとともに、事務事業の合理化、施設維持管理の効率化や経費の節減などにより、水道事業の健全運営に努めます。

#### (3) 公営住宅の整備

だれもが安全で安心して暮らせる住まいづくりなど総合的な居住環境の向上を目指し、老朽化した公営住宅等の建て替えや改善を図ります。

#### (4) 空き家対策の推進

空き家の実態把握に努め、所有者の空き家に対する適正な管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用の推進や安全性の低下した危険空き家対策に努めます。

#### (5) 公園・緑地の整備

安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の適正な整備及び管理に努めます。

#### (6) コミュニティ施設の整備

地域住民のふれあいの場や活動の場として、老朽化したコミュニティ施設の整備を推進するとともに、既存施設の維持管理に努めます。

#### (7) 町有財産の利活用

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に努めるとともに遊休財産の外部への情報提供等を行い、有効活用・利用促進に努めます。

## 第5節 道路・交通・通信基盤の充実

### 施策の目標

広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、住民の身近な公共交通機関の充実を進めます。

### 施策の展開

#### (1) 国道・道道・町道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、主要道道や高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請します。

また、国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

#### (2) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。

また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

#### (3) 公共交通機関の充実

住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。

## 第6節 住民参画によるコミュニティ活動の推進

### 施策の目標

住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参画のまちづくりを目指すとともに、地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを支援します。

### 施策の展開

#### (1) 協働のまちづくりに向けた住民参画の仕組みづくり

住民の多種多様なニーズによる課題に対応し、住民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、住民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりを進めます。

#### (2) 広報・広聴活動の充実

広報誌やホームページ等を活用し、情報の発信・共有に努めるとともに、住民の意見やアイデアを取り入れるため、広聴活動等を進めます。

#### (3) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、適正な活動のあり方、活動の状況等についての啓発を行い、地域活動をはじめ、各種行事への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供に努めます。

#### (4) 町内会活動の活性化

ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向けた自主的な活動を支援します。

## 第4章 自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまち

### 第1節 社会教育・生涯学習の推進

#### 施策の目標

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ社会教育・生涯学習の充実に努めます。

#### 施策の展開

##### (1) 社会教育関連施設の充実

社会教育活動の拠点となる総合福祉センターなどの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。

##### (2) 特色ある社会教育事業の整備と提供

多様な学習ニーズの把握に努め、特色ある社会教育事業の整備と情報提供の充実に努めます。

##### (3) 指導者の育成と団体等の活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、大学等との連携も図りながら、生涯学習活動への支援、各種社会教育団体の育成・支援に努め、学習活動を促進します。

## 第2節 学校教育の推進

### 施策の目標

基礎・基本的学力の向上をはじめ、時代の変化に対応した教育内容の充実を図り、特色ある教育・学校づくりを進めるとともに、子どもたちの教育環境・活動を支える体制づくりを推進します。

### 施策の展開

#### (1) 学校教育の充実

学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。また、学校と家庭・地域社会との相互理解を深め、健全な児童生徒の育成に努めます。

#### (2) 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立や社会参加を見据えて、特別支援学級や通級による指導など個別の教育需要に応じた多様で柔軟な学びの場の充実を図ります。

#### (3) 子どもの安全の確保

子どもを犯罪や交通事故・自然災害から守れるよう、啓発活動を推進するとともに、保護者や学校、地域が連携した安全確保対策の推進を図ります。

#### (4) 学校施設の整備

これからの教育需要に対応した学校施設に係る改修の検討をはじめ、ICT機器の充実など学習環境の改善に努め、教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。また、教職員住宅については、老朽化等の実態を把握し計画的に整備を進めます。

## 第3節 次世代を担う人材育成の推進

### 施策の目標

「教育は、まちづくりの原点である」ということを再認識し、まちの未来を担う子どもたちに対して、関係機関相互の連携を強化し、地域の特色に富んだ学習活動の振興を図り、心豊かな子どもたちを育み、ふるさとに愛着を持つ人材等の育成に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 家庭教育の充実

親同士の連携協力やグループ学習を進め、子育て相談機能の充実に努めます。さらに、親と子のふれあう体験活動の機会拡充、地区生涯学習やPTAによる子ども支援を進めます。

#### (2) 青少年教育の充実

自然、文化、歴史的環境を生かした体験学習の拡充と地域行事への参画、組織化の促進とともに、ボランティア精神の啓蒙、研修会の開催など青年リーダーの養成に努めます。

#### (3) ふるさと教育の推進

多くの住民がふるさとに対する興味・関心を持ち、郷土に対する愛着と誇りを育む教育の充実に努めます。

また、今後も予想される社会情勢の変化に対し、上ノ国高校の入学者数確保のため、各関係機関と連携協力を図るとともに、魅力ある学校づくり、地域に根ざした学校づくりの支援に努めます。

## 第4節 スポーツ・文化活動の推進

### 施策の目標

すべての住民がそれぞれに応じたスポーツ・文化活動を行える環境づくりとともに、住民主体の活動を支援します。

### 施策の展開

#### (1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、適切な管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

#### (2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する啓発に努めるとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。また、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及を図ります。

#### (3) スポーツ団体の育成・支援

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、住民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

#### (4) 芸術・文化団体の育成・支援

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化に努めます。

#### (5) 文化イベント等の充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

## 第5節 歴史文化の保存・継承・活用の推進

### 施策の目標

豊かな自然と人々の活動から生まれた歴史文化や北海道内でも希少な価値を有する指定文化財の保存・継承・活用を推進します。

### 施策の展開

#### (1) 文化財施設の整備と活用の充実

展示収蔵施設等の整備検討や既存施設の活用を図ります。

#### (2) 歴史文化の保存と活用

指定・未指定の文化財に関わらず、文化財の周辺に所在する自然環境を含んだ歴史文化の適正な保存・活用を進めるとともに、その普及に努めます。

また、地域の歴史文化の魅力を説明するガイド団体の育成・支援を図り、町内はもとより町外へ向けた歴史文化の普及・活用に努めます。

さらに、ICTの活用によりデジタル化を推進し、利用者および職員の利便性を向上させ、貴重な歴史文化の利活用を図ります。

#### (3) 歴史文化の継承

町民一人ひとりが地域の歴史や文化を振り返り、それらを後世に継承するため、町内に点在する歴史文化の集成及び調査を取り進め、「上ノ国町史」の編さん等を行い、歴史文化の継承に努めます。また、収集したデータをデジタルアーカイブ化し、その利活用に努めます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 実効性ある計画推進

本計画を実行性のあるものとするために、本町の実態に即したPDCAサイクルを確立するものとします。そのために、次のことを念頭に計画を構成しました。

#### (1) 総合計画と予算の連動

本計画は、本町の目指す姿を示すものであり、その方向性に向けて必要となる予算を確保していくこととなります。予算の確保にあたっては、単年度の予算の用途だけでなく、それにより目指すものを多くの住民に理解いただき、行政活動の説明責任を果たす必要があります。

このため、本計画の体系と予算を連動させることとします。また、本計画の体系の構成にあたっては、行政機構の業務分掌を意識し、推進担当を明らかなものとします。

これにより、行政評価を予算査定と連動して行うことができるため、重複する評価を効率化することができるだけでなく、予算の妥当性の評価が明確になり、業務の効率化につながります。

#### (2) 予算査定を基盤とする評価・検討

総合計画・予算を一連の体系とすることで、行政評価・予算査定を連動させることができます。このことにより、緊急性や投資効果の高い事業を選択し、限られた財源を集中的に運用することができ、また国や道からの財源確保が必要な事業がより明らかになるため、健全な財政運営につながると考えられます。

効率的な評価・検討を行うために、予算査定を基盤としたPDCAサイクルを確立するものとします。

## 第2節 広域連携の推進

人口減少傾向の中、行政サービスの需要量が減少しています。しかし、特に生活に必要なインフラについては、需要量が減少しても質を維持することが不可欠ですが、従来の規模や体制で継続した場合に住民一人が負担する行政コストが増大することが懸念されます。

その一方で、広域連携により質の向上が期待される施策・事業もあります。特に地域活性化にかかる施策・事業については、広域連携により取り組むことで、本町単体で取り組むよりも大きな効果が得られることが期待されます。

これらのことから、今後の動向を見据え、必要性の高い事業については広域連携による対応を検討します。